



1. 主旨

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性を図りながら、本町における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すものとして平成26年8月に策定した。

今般、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題等を踏まえ、政府行動計画、道計画の改定を行われたことから、本町においても、次なる感染症危機の到来に備えて「苫前町新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定する。

2. 対策の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する
- ②住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小化する

3. 対策項目に共通する横断的な視点

- ①人材育成
- ②国、道及び町の連携
- ③DXの推進

4. 対策実施上の時期区分

- ①準備期－国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまでの期間
- ②初動期－国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知してから、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまでの期間
- ③対応期－基本的対処方針が実行された以降の期間
対応期はさらに次の4つの時期に区分する
 - (1)国内や道内での発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
 - (2)国内や道内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
 - (3)ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
 - (4)特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期

5. 町行動計画の構成と概要

【第1部】新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等
- 第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点
- 第3章 町行動計画の実効性確保等

【第2部】新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

感染症危機は、住民の生命・生活・社会経済活動に等に影響を与えるため、感染症発生時には総合的な対応とともに、対策本部設置の検討を進める。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機において発生しやすい情報の錯綜や不安感、偏見・差別等への対策として、科学的根拠に基づく正確な情報の提供を行う。

第3章 まん延防止

感染症の拡大を抑制し、健康被害や社会経済活動への影響を最小化するため、道が決定した措置に応じた周知協力などを行う。

第4章 ワクチン

ワクチン接種により感染や発症、重症化を防ぎ、住民の健康を守るとともに医療提供体制を維持し、感染症による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

第5章 保健

道が実施する地域の感染状況や医療体制に応じた対策について、情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行えるよう、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第6章 物資

感染症の急速なまん延による感染症対策物資等の不足による影響を防ぐため、医療機関や関係機関が物資を確保できるような備蓄の推進を講じる。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

感染症発生時に生じうる住民の生命及び健康への被害、生活や社会経済活動への影響に対し、住民ができる準備を推進するとともに、国・道と連携した支援を検討する。